（その1）

収支報告書

平成30 年分
（ 開催分）

（ふりがな）	うきしまともこうえんかい
1 政治団体の名称	浮島とも子後援会
2 主たる事務所の所在地	大阪市中央区徳井町2-4-15 タニイビル6F
3 代表者の氏名	井之上　智子
4 会計責任者の氏名	木野　十三
事務担当者の氏名	柏木　淳
（電話）	06-6942-1150
（電話）	
（電話）	

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	井之上　智子

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	井之上　智子
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	

受付 平 31. 4. 26 大阪府選挙管理委員会

受付 1. 7. 01 収支公開室 第 号

1997

100620

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,243,152
（前年からの繰越額）	3,598,128
（本年の収入額）	8,645,024
支　出　総　額	8,700,589
翌年への繰越額	3,542,563

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
政治資金パーティー開催事業（第3回関西イノベーション研究会）	1,410,000	平成30年3月12日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　（ザ・グランド・ボールルーム）
政治資金パーティー開催事業（第4回関西イノベーション研究会）	1,100,000	平成30年7月6日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　（ザ・グランド・ボールルーム）
政治資金パーティー開催事業（未来のための交流会）	6,135,000	平成30年11月2日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　（ザ・グランド・ボールルーム）
この頁の小計	8,645,000	
合　　計	8,645,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	24	
合　　計	24	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	274,723	0	
(4) 事務所費	683,689	0	
小計	958,412	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	105,537	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	6,686,640	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	6,686,640	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	950,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	7,742,177	0	
合計	8,700,589		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務用品費	11,070	H30/9/26	株式会社カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1ニッセイアロマスクエア16F	
お茶代	10,500	H30/10/9	株式会社宇治田原製茶場	京都府綴喜郡宇治田原町郷之口	
写真代	136,512	H30/10/29	株式会社ラボ東京	東京都新宿区四谷本塩町15-9	
写真代	24,840	H30/11/8	株式会社ラボ東京	東京都新宿区四谷本塩町15-9	
事務用品費	11,907	H30/11/26	株式会社カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1ニッセイアロマスクエア16F	
お茶代	11,000	H30/12/12	株式会社宇治田原製茶場	京都府綴喜郡宇治田原町郷之口	
事務用品費	10,658	H30/12/26	株式会社カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1ニッセイアロマスクエア16F	
この頁の小計	216,487				
その他の支出	58,236				
合計	274,723				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃	40,000	H30/1/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/2/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/3/21	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/4/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/5/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/6/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/7/21	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/8/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/9/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/10/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/11/25	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H30/12/25	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
政治資金監査料	54,000	H30/6/1	税理士　松井睦子	大阪市旭区大宮3-21-7	
コピーカウンター料	10,279	H30/7/27	株式会社ジービーエス	東京都千代田区二番町12-8　ﾛｲﾔﾙﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ3F	
この頁の小計	544,279				
その他の支出	139,410				
合計	683,689				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
行事費	18,000	H30/9/23	北山村地域事業課	和歌山県東牟婁郡北山村下尾井	
飲食代	14,677	H30/9/25	あんとん　国際通り久茂地店	沖縄県那覇市久茂地3-2-1	
飲食代	25,850	H30/10/12	前田屋　いちりん	福井県福井市順化1-19-2	
この頁の小計	58,527				
その他の支出	47,010				
合計	105,537				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（第３回関西イノベーション研究会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
講師交通費	19,230	H30/3/1	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 ＪＲセントラルタワーズ	
講師交通費	19,230	H30/3/1	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 ＪＲセントラルタワーズ	
会場借上費	1,159,736	H30/3/12	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
講師宿泊費	10,200	H30/3/13	ハートンホテル西梅田	大阪市北区梅田3-3-55	
この頁の小計	1,208,396				
その他の支出	3,724				
合計	1,212,120				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（第４回関西イノベーション研究会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借上費	1,030,320	H30/7/6	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
この頁の小計	1,030,320				
その他の支出	0				
合計	1,030,320				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（未来のための交流会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
お土産代	75,160	H30/10/26	ル・パティシエ ミキ	和歌山市中島551-4-101	
会場借上費	3,260,277	H30/11/2	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
司会料	80,000	H30/11/2	丸尾知代	京都市下京区西七条南衣田町23	
出演料	100,000	H30/11/2	(株)舞踊集団菊の会	東京都新宿区西落合2-21-23	
出演料	100,000	H30/11/2	WORLD WINGS 大機満恵	大阪府茨木市学園南町12-12	
出演料	80,000	H30/11/2	大前光市	東京都品川区南大井6-1-6 グレイスヴィラ大森401	
撮影料	80,000	H30/11/2	フジプランニングハウス 井之上正和	大阪市旭区中宮4-15-26	
案内状等印刷費他	656,753	H30/11/26	株式会社アネックス	大阪府東大阪市吉田本町1-11-11	
この頁の小計	4,432,190				
その他の支出	12,010				
合計	4,444,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄付	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付	450,000	H30/1/4	公明党衆議院比例区近畿第一総支部	大阪市中央区徳井町2-4-15 ﾀﾆｲﾋﾞﾙ6階	
寄付	500,000	H30/1/5	公明党衆議院比例区近畿第一総支部	大阪市中央区徳井町2-4-15 ﾀﾆｲﾋﾞﾙ6階	
この頁の小計	950,000				
その他の支出	0				
合計	950,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成31年　4月　17日

政治団体の名称　浮島とも子後援会

会計責任者の氏名　木野　十三

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成３１年 ４月１７日

浮島とも子後援会
代表 井之上 智 子 殿

登録政治資金監査人 松井 睦子

登 録 番 号 第 １６８４ 号
研修修了年月日 平成21年5月15日

１ 監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、浮島とも子後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、浮島とも子後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書については存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3　業務制限

浮島とも子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、浮島とも子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上